

【協議事項1】

| 協議題                     | 西脇市いじめ防止基本方針の改訂について  |
|-------------------------|--|
| <p>提案説明<br/>(経緯・背景)</p> | <p>いじめ事案の背景については、家庭での課題等、複雑な要因が絡み合い、教員だけでは対応が難しい事案や、解決に時間を要する事案が増加している。このことから、いじめは社会全体での課題と捉え対応していく必要があると考える。</p> <p>また、西脇市いじめ防止基本方針は平成27年に策定され、その後平成30年3月に改訂が加えられ、5年が経過しているため改訂を行う必要があると考える。</p> <p>そこで、本協議会は「西脇市いじめ対策審議会」を兼ねていることから、西脇市いじめ防止基本方針の改訂について審議し、方針の見直しを図る。</p> <p>協議の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの定義の正確な理解（いじめの具体）について             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇西脇市いじめ防止基本方針P 2</li> </ul> </li> <li>○表記の訂正             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「傍観者」から「仲裁者」への転換の表記を次のとおり改める。<br/>「傍観者」から「仲裁者」への転換⇒「傍観者」から「仲裁者」もしくは「相談者」、「通報者」への転換<br/>◇西脇市いじめ防止基本方針P 3 (7)、P 11～12 (4)</li> <li>・「外部人材」の表記を次のとおり改める。<br/>外部人材⇒心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者<br/>◇西脇市いじめ防止基本方針P 9 1 (2)</li> </ul> </li> <li>○早期対応に資する取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの声や気持ちを受け止める大人の対応について<br/>※子どもの権利条約12条（ユニセフ提唱）との関連について<br/>◇西脇市いじめ防止基本方針P 11 (3)</li> </ul> </li> </ul> <p>別紙資料1 西脇市いじめ防止基本方針<br/>別紙資料2 子どもの権利条約（日本ユニセフ協会）</p> |